

政令

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十五年一月十八日

內閣總理大臣臨時代理

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十六条の十六」を「第二十六条の十七」に
改める。
第一条中「障害者自立支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、第一章中同条を第一条の
二とし、同条の前に次の一条を加える。

政令第四号 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」に、「第四十三条の四第一項」を「第二条第五項」に改め、「以下同じ」を削る。

第四条第四項第五号中「実用発電用原子炉」の下に「（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）」を加える。

この政令は、公布の日から施行する。

內閣總理大臣臨時代理

國務大臣
環境大臣
石原 麻生
伸晃 太郎

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令を二〇一二年一月三日公布する。

御名御望

平成二十五年一月十八日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第五号

に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

第一章第三節第二款中第一二十六条の十六を第一二十六条の十七とし、第一二十六条の十五を第一二十六条の十六とする。
第一二十六条の十四第一項の表第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項及び同条第一項の表第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第一二十六条の十五とする。
第一二十六条の十三中「第一二十六条の十六第二項」を「第一二十六条の十七第一項」に改め、同条を第一二十六条の十四とする。
第一二十六条の十一の表第三十六条第三項第十二号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第一二十六条の十三とする。
第一二十六条の十一中「第一二十六条の十六第一項」を「第一二十六条の十七第一項」に改め、同条を第一二十六条の十二とし、第一二十六条の十の次に次の一条を加える。

第一章第三節第二款中第一二十六条の十六を第一二十六条の十七とし、第一二十六条の十五を第一二十六条の十六とする。
第一二十六条の十四第一項の表第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項及び同条第一項の表第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第十二号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第一二十六条の十五とする。
第一二十六条の十三中「第一二十六条の十六第二項」を「第一二十六条の十七第一項」に改め、同条を第一二十六条の十四とする。
第一二十六条の十一の表第三十六条第三項第十二号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第一二十六条の十三とする。
第一二十六条の十一中「第一二十六条の十六第一項」を「第一二十六条の十七第一項」に改め、同条を第一二十六条の十二とし、第一二十六条の十の次に次の一条を加える。

(法第五十一条の十九第二項等において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三十六条の十一 法第五十一条の十九第二項(法第五十一条の二十一第一項において準用する場合を含む)及び第五十二条の二十第二項(法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む)において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十七条の表中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定)

第三十八条の二 法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項第五号の二の政令で定める労働に関する法律の規定は、第二十二条の二各号に掲げる法律の規定とする。

第三十九条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十三条の五第一項第四号中「第二十二条の五の四第二項各号」を「第二十二条の五の四第三項各号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

一 IgA腎症	二 亜急性硬化性全脳炎	三 アジソン病	四 アミロイド症	五 アレルギー性肉芽腫性血管炎	六 ウエグナー肉芽腫症	七 H T L V-1関連脊髄症	八 A D H 不適合分泌症候群	九 黄色網帶骨化症	十 潰瘍性大腸炎	十一 下垂体前葉機能低下症	十二 加齧性黃斑変性症	十三 肝外門脈閉塞症	十四 関節リウマチ	十五 肝内結石症	十六 假性低アルドステロン症	十七 假性副甲状腺機能低下症	十八 球脊髓性筋萎縮症	十九 急速進行性球形腫炎	二十 強皮症	二十一 ギラン・バレ症候群	二十二 筋萎縮性側索硬化症	二十三 クッシング病	二十四 グルココルチコイド抵抗症	二十五 クロウ・深瀬症候群	二十六 クローン病
---------	-------------	---------	----------	-----------------	-------------	------------------	------------------	-----------	----------	---------------	-------------	------------	-----------	----------	----------------	----------------	-------------	--------------	--------	---------------	---------------	------------	------------------	---------------	-----------

二十七 劇症肝炎	二十八 結節性硬化症	二十九 血栓性血小板減少性紫斑病	三十 原発性アルドステロン症	三十一 原発性硬化性胆管炎	三十二 原発性高脂血症	三十三 原発性胆汁性肝硬変	三十四 原発性側索硬化症	三十五 原発性免疫不全症候群	三十六 原発性免疫不全症候群	三十七 壓迫性筋膜炎	三十八 好酸球性筋膜炎	三十九 後縫網帶骨化症	四十 拘束型心筋症	四十一 広範脊柱管狭窄症	四十二 高プロラクチン血症	四十三 抗リン脂質抗体症候群	四十四 骨髓異形成症候群	四十五 骨髓線維症	四十六 ゴナドトロピン分泌過剰症	四十七 混合性結合組織病	四十八 再生不良性貧血	四十九 サルコイドーシス	五十 シエーグレン症候群	五十一 色素性乾皮症	五十二 自己免疫性肝炎	五十三 自己免疫性溶血性貧血	五十四 視神經症	五十五 若年性肺気腫	五十六 重症急性膀胱炎	五十七 重症筋無力症	五十八 神経性過食症	五十九 神経性食欲不振症	六十 神経線維腫症	六十一 進行性核上性麻痺	六十二 進行性骨化性線維形成異常症	六十三 進行性多果性白質脳症	六十四 スティーヴンス・ジョンソン症候群	六十五 スモン	六十六 正常圧頭痛	六十七 成人スチル病	六十八 脊髄空洞症	六十九 脊髓小脳萎縮症	七十 全身性エリテマトーデス
----------	------------	------------------	----------------	---------------	-------------	---------------	--------------	----------------	----------------	------------	-------------	-------------	-----------	--------------	---------------	----------------	--------------	-----------	------------------	--------------	-------------	--------------	--------------	------------	-------------	----------------	----------	------------	-------------	------------	------------	--------------	-----------	--------------	-------------------	----------------	----------------------	---------	-----------	------------	-----------	-------------	----------------

七十二	先端巨大症
七十三	先天性QT延長症候群
七十四	先天性魚鱗病様紅皮症
七十五	先天性副腎皮質酵素欠損症
七十六	側頭動脈炎
七十七	大動脈炎症候群
七十八	大脳皮質基底核変性症
七十九	多系統萎縮症
八十	多臓器運動ニユーロパチー
八十一	多発筋炎
八十二	多発性硬化症
八十三	多発性表皮壞死症
八十四	TSH産生下垂体腺腫
八十五	TSH受容体異常症
八十六	中毒性尿崩症
八十七	多発性内リンパ水腫
八十八	特発性天疱瘡
八十九	特発性拡張型心筋症
九十一	特発性間質性肺炎
九十二	特発性血小板減少性紫斑病
九十三	特発性血栓症
九十四	特発性大腿骨頭壊死
九十五	特発性門脈亢進症
九十六	特発性両側性感音難聴
九十七	突発性難聴
九十八	難治性ネフローゼ症候群
九十九	膿瘍性乾癬
百一	胎盤性線維症
百二	バージャー病
百三	肺動脈性肺高血圧症
百四	肺胞低換気症候群
百五	パッド・カリ症候群
百六	ハンチントン病
百七	汎発性汎細血管支炎
百八	肥大型心筋症
百九	ビタミンD依存症二型
百十	皮膚筋炎
百十一	びまん性汎細血管支炎
百十二	肥満低換気症候群
百十三	表皮水疱症
百十四	フィッシュヤー症候群
百十五	ブリオン病
百十六	ベーチェット病
百十七	ペルオキシソーム病
百十八	発作性夜間ヘモグロビン尿症
百十九	慢性炎症性脱髓性多發神経炎
百二十	慢性栓塞性肺高血圧症
百二十一	ミトコンドリア病
百二十二	メニエール病
百二十三	網膜色素変性症
百二十四	もやもや病
百二十五	有棘赤血球舞蹈病
百二十六	ランゲルハンス細胞組織球症
百二十七	百二十八 リソソーム病
百二十九	リンパ管筋腫症
百三十	レフェトフ症候群

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「障害者自立支援法」(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改める。

第二十五条の二中「第二十一条の五の第四項」を「第二十二条の五の四第三項」に改める。第二十五条の五第一項中「障害者自立支援法第五条第二十四項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十四項」に改め、同項第一号中「第二十二条の五の四第二項各号」を「第二十二条の五の四第三項各号」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十五条の七第一項第八号を次のように改める。
八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第二十五条の十三の表中「昭和二十二年法律第四十九号」を削り、同条を第二十五条の十四として、第二十五条の十二を第二十五条の十三とする。

第二十五条の十一第一項第十号を次のように改める。
十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第二十五条の十一を第二十五条の十一として、第二十五条の八から第二十五条の十までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の七の次に次の二条を加える。

第二十五条の八 法第二十二条の五の十五第二項第五号の二(法第二十二条の五の十六第四項、第一項及び第三項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む)の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条、第一百八十八条第一項(同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る)、第一百九十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る)及び第二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く)の規定により適用される場合を含む)。

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第

四十一条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

四 第二十六条第一項及び第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

五 第二十七条の四第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

六 第二十七条の十一第一項第十号を次のように改める。

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

七 第二十七条の十四中「第二十五条の十三」を「第二十五条の十四」に改める。

八 第二十七条の十五を削る。

九 第二十七条の十六の表第二十一条の五の十五第一項第十三号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十七条の十五とする。

一〇 第二十七条の十七中「第二十七条の二十」を「第二十七条の十九」に改め、同条を第二十七条の十六とする。

一一 第二十七条の十八の表第二十四条の二十八第一項の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表第二十四条の二十八第二項ににおいて準用する第二十一条の五の十五第二項第十三号の項中「第六号」を「から第六号まで」に改め、同条を第二十七条の十七とする。

一二 第二十七条の十九第十号を次のように改める。

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

一一 第二十七条の十九を第二十七条の十八とし、第二十七条の二十を第二十七条の十九とする。

一二 第四十四条の三の表、第四十四条の四、第四十四条の七及び第四十四条の八中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一三 地方自治法施行令の一部改正

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

一一 第二十七条の十九を第二十七条の十八とし、第二十七条の二十を第二十七条の十九とする。

二 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

三 国有財産特別措置法施行令(昭和二十七年政令第二百六十四号)第二条第三項第二号

四 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十二条の十四第一項第三号

五 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十号)第七条の二第二項第二号

六 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六百二十一号)第六条の二第一項第二号

七 非常勤消防員等に係る損害賠償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)第八条の二第一項第二号

八 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)第三十四条第一項

九 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第二百八十三号)第六条の二第一項第二号

十 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第六百八十五号)第一条第二号

十一 証人等の被害についての給付に関する法律施行令(昭和三十三年政令第一百一十七号)第五条の二第一項第一号

一二 知的の障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第二百三号)第二条から第四条まで

十三 知的の障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第二百三号)第二条から第四条まで

十四 豊雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令(昭和四十年政令第三百八十二号)第一条第七号

十五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第四条第三号

十六 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第二条第一項第一号

十七 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百一十八号)第七条第九号

十八 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号)第七条第一項第二十九号

十九 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)第四条第七号

二十 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百五十五号)第六条

二十一 大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)第四条第十四号

二十二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百一号)第一条第一項、第十条の二及び附則第三条

